



印西市空き家バンク



成約補助金

補助の対象となる方

空き家バンクを介して売買契約が成立し、所有権移転登記手続きが完了した方

※以下の場合の対象外

- (1) 売買の当事者が3親等以内の親族関係の場合
- (2) 法人の場合
- (3) 同一世帯に市区町村民税を滞納している者がいる場合
- (4) 申請時に本市の住民基本台帳に記録されていない場合（空き家の購入者に限る）

補助対象経費及び補助金

売買契約に係る媒介手数料及び登記費用に要した経費で5万円が限度

申請に必要な書類等

①交付申請時

- (1) 空き家バンク成約補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 登記事項証明書その他これに類するものの写し
- (4) 世帯全員が記載された住民票の写し（空き家の購入者に限る）
- (5) 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
- (6) 補助対象経費に要した費用に係る領収書その他これに類するものの写し

※上記の申請は、所有権移転登記手続きが完了した日から1年以内に申請して下さい。

②補助金請求時

- ・空き家バンク成約補助金交付請求書（第3号様式）

【補助金に関するお問い合わせ】

千葉県印西市大森 2364 番地 2

印西市 都市建設部 建築指導課

電話：0476-33-4657

Email:kentikusidouka@city.inzai.chiba.jp

